

令和3年竹田市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和3年9月6日(月) 午後2時00分～午後2時45分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室3・4

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇

6. 議事

議案第61号	農用地利用集積計画の承認について～農地中間管理事業分	11件
議案第62号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	5件
議案第63号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第64号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第65号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第66号	非農地証明について	3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

議長

ただいまから、令和3年竹田市農業委員会第9回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはまいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番佐藤隆幸委員、6番佐藤博一委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第17号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による、農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は議案第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものです。

続きまして、報告第18号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第61号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分 11件

議案第62号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 5件

議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第66号 非農地証明について 3件

以上、26件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第61号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第61号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番から6番、8番・9番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。7番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。10番の案件は、10年3カ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。11番の案件は、10年3カ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

ただいま議案第61号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第61号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第62号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第62号の農用地利用配分計画案は、先程議案第61号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3番の借受人は、〇〇〇〇です。選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

4番・5番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

ただいま議案第62号について担当課による説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第62号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の井出係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時07分)

議長

再開します。

議長

続いて、議案第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第63号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から、譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字吉田字神楽岡〇〇〇〇番、畑1筆、面積858平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は13,703平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第63号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具はトラクター1台を所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。

よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第63号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町田代字津留〇〇〇番、田1筆、面積1,454平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は157,564平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第63号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4名です。農機具はトラクター5台、田植機2台、コンバイン2台を所有しており、畜産経営、稲作・野菜中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第63号の3番の案件は親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字瀬〇〇〇〇番外16筆、田14筆、畑3筆、合計面積26,102平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は28,521平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第63号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作トマト栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第63号の4番の案件は親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字原〇〇〇〇番外11筆、田6筆、畑6筆、合計面積38,414平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、38,414平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第63号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具はトラクター1台ありますが、自治会の営農組合所有のコンバイン1台と田植え機1台を借りています。水稻栽培・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第63号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇ら譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字門〇〇〇〇番、畑1筆、面積610平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は申請地を含め4,060平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第63号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は管理機1台を所有しており、水稻・野菜を中心とした農家であり、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第63号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第63号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手ですので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定

します。

議長

続いて、議案第64号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第64号の1番の案件は、申請地竹田市大字小川字熊地〇〇〇〇番外5筆、合計面積5,974平方メートルの田です。

この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林用地です。申請地は、周囲を山に囲まれ日照不足や獣害がひどいため農地として管理できず、スギを500本植林しました。雨水は自然浸透する計画です。転用行為は平成31年3月にすでに植林しており、始末書が添付されております。転用許可基準は「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第64号の1番の調査報告をいたします。

この土地はこの家の人が農業が出来ないという事で、〇〇〇〇が管理をしていたのですが、その〇〇〇〇も管理が出来なくなったという事で、水利をあげ、水利権を放棄しまして杉を植えました。ということで、現況のようになっております。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、確実性についてはすでに植林を終えているため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第64号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第64号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第65号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第65号の1番の案件は、申請地竹田市久住町大字栢木字西法寺〇〇〇〇番、面積285平方メートルの畑です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は一般住宅です。転用者は、〇〇〇〇〇〇に居住し〇〇〇〇〇〇に通勤していますが、退職後に生まれ故郷の父親宅の近くに居住するためと、自立を考え、父親所有の畑に使用貸借の権利の設定を行い、父親宅から西500メートルの申請地に住宅建設を計画したものです。排水については、水路へ流す計画で、水利組合の了解をもらっています。工事期間は、許可日から令和4年4月30日までを予定しています。転用許可基準は「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第65号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれもなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第65号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

8番 工藤一美委員

この面積は285平米で家は建つんですか、これに家が建つんですか。これ以外には必要ないんですか。

11番 工藤明秀委員

計画図も付いてますし、建物図面も添付されています。

事務局

図面を見るとですね、建築面積が〇〇〇〇〇平方メートルになっています。

議長

ほかにありませんか。

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第65号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第66号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第66号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、〇〇〇〇外3名の所有する、申請地竹田市大字吉田字神楽岡〇〇〇〇番、登記地目田、面積143平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、平成30年に亡くなった妹が、隣接地にまたがって平成7年に住宅を建設しており、現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現況は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第66号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市荻町桑木字下後迫〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積98平方メートルです。当該地は宅地に隣接した畑で、土地が狭いため昭和50年頃から庭木を植えて宅地として管理してきました。現況は宅地となっています。

議長

1 番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番 後藤善徳委員

2 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

この方、息子さんが、農業後継者で今年新規就農で家に帰ってきております。いずれこの土地を使って住宅を建てたいという気持ちがあるようです。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第66号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市久住町大字仏原字原〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積778平方メートルです。当該地は昭和54年頃簡易牛舎を建て、以前から倉庫もたっており、現況は宅地となっています。始末書が添付されています。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は畜舎がたっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

ただいま議案第66号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第66号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第66号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(14時45分)

令和3年9月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....